

日本スーパーラリーシリーズ 映像の撮影、使用に関する規定

映像に関する権利規定

- 1. 大会開催中(※テスト走行もしくは大会に関わるいかなる受付から表彰式まで)の競技区間、サービス、イベント関連の映像撮影および使用についての権利一切は主催者に帰し、その管理運営を日本モータースポーツアソシエーション(JMA)が行います。
- 2. 大会期間中におけるすべての競技区間、競技会場での、ドライバー/コ・ドライバー 参加チームメンバーおよびチーム関係者、大会関係者(オフィシャルなど)の肖像権 は、主催者に帰属します。
- 3. ドライバー/コ・ドライバー、参加チームメンバーおよびチーム関係者、大会協賛社による映像使用については、一定の制限と申告をもって、JMA が権利使用に優遇措置を講じます。
- 4. JMA は、映像に関して使用を求める者に対し、その使用目的、使用内容に応じ、取材管理費、映像使用料を徴収し、権利の使用、譲渡の許諾を行います。徴収した費用は全額主催者の運営費に組み込まれ、競技の安全かつ円滑な運営の費用の一部として使用されます。

映像に関する使用規定

- 1. 大会期間中における競技、イベントに関する映像の使用については、原則として全て IMA の承認を必要とします。
- 2. ドライバー/コ・ドライバー、参加チームメンバーおよびチーム関係者が個人的に撮影し、個人的な目的で使用する際には主催者への届出をもって許諾します。ただし第3 者への売却、譲渡については、使用する第3者による別途申請が必要となります。
- 3. 企業、団体によるプロモーション用の撮影、映像使用については、JMA への届出、プロモーション・メディアの場合は取材管理費の支払い、映像権利使用料の支払いにより、承認を得たもののみ可能とします。映像権利使用料は、その目的や内容によって、別途規定に準じます。
- 4. メディア、プロモーション・メディアの映像撮影、使用については、申請時に撮影概要 を JMA に届けることを条件とし、その目的と内容によって撮影、使用の条件を主催者 と合意することとします。



映像撮影、使用に関する申請と承認について

- 1. 大会期間中、競技、イベントに関する全ての映像の撮影、映像の使用は、JMA に撮影 内容、使用内容を事前に届け出、承認を必要とします。
- 2.企業、団体のプロモーションとして映像を撮影、使用する際には、撮影態勢、内容などを 事前に JMA に届け出、取材管理費と映像使用料を支払うことにより、承認が得られま す。
- 3. 大会協賛社、ドライバー/コ・ドライバー、参加チームメンバーおよびチーム関係者など、大会運営に協力した企業、団体が映像の撮影、使用を行う場合は、その目的と内容に応じ取材管理費、映像使用料の免除、軽減の措置を取りますのでJMAにご相談ください。
- 4. JMA に承認されたメディアによる報道 (TVや新聞等) については、一定の条件のもと 取材管理費、映像使用料は免除とします。
- 5.ドローンなどによる空撮を行う際には、別途定める規定に準じ、申請書を主催者に提出し承認が必要となります。

映像使用料について

- 1.企業、団体によるプロモーションのための撮影、映像使用については、1件あたり映像権利使用料を100,000円(税別)とします。
 - 大会協賛社、参加チーム関係者など、大会運営に協力した企業、団体が映像使用を行う場合は、その目的と内容に応じ取材管理費、映像使用料の免除、軽減の措置を取りますのでJMAにご相談ください。
- 2. JMAに承認されたメディア (TV等) による映像使用については、放映時間 60 秒以内は 原則無料とし、その他の場合はJMAにご相談下さい。
- 3. 撮影者、使用者の個別の状況、事情により、JMA は取材管理費、映像使用料を決定する権限があります。
- 4. JMA は、オフィシャル映像の撮影を行い、映像に関する諸権利を含めた上で、映像の 販売を行います。その料金は目的と内容に応じ、個別のご相談とします。